

<黒埼地域保健福祉センターについて>

- 保健センターは平成13年1月より黒埼地区保健センターに、また平成13年4月より黒埼地域保健福祉センターに名称が変更になります。
- 事業内容
 - ・保健サービス及び福祉サービスの相談、受付。（福祉サービスの相談、受付は4月からとなります）
 - ・保健所が実施する健康相談、健康教育、栄養指導、健康診査、訪問指導、機能訓練事業などの実施。
 - ・住民の保健、福祉活動のための利用に供すること。
- 保健福祉センター内の施設
（健康相談室・機能訓練室・会議室・生活改善室・栄養指導室・ふれあい食品加工室・ときめき工房室）
 - ①使用料 無料
 - ②休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
 - ③開館時間 午前8時30分～午後5時15分
 - ④利用制限 保健及び福祉活動以外の利用及び営利、宣伝または営業を目的とする場合は利用できません。
- その他の施設
（ふれあい学習室・健康づくり広場・屋外調理場）

①使用料

ふれあい学習室	1時間	1,600円
健康づくり広場 半面	"	1,000円
健康づくり広場 全面	"	2,000円
屋外調理場	"	200円

※冷暖房を使用する場合の使用料は、30%増とする。

- ②休館日 年末年始
- ③開館時間 午前8時30分～午後9時
- ④利用制限 営利、宣伝または営業を目的とする場合は利用できません。

<福祉制度の取扱いについて>

合併後の福祉関係業務体制については、以下のとおりとなります。

[新潟市役所本庁における対応となるもの]

- ・生活保護関係（新規相談、医療扶助、一時扶助の申請の受付は黒埼支所でも対応いたします。）
- ・民生委員事務局関係
- ・各種団体に対する補助金交付
- ・行旅死亡人取扱事業
- ・母子寡婦福祉資金関係

[黒埼支所で、相談受付・現況届受付等の対応をするもの]

- ・高齢者福祉関係
- ・身体障害者福祉関係
- ・知的障害者福祉関係
- ・母子及び寡婦並びに児童福祉関係
- ・特別障害者手当等給付事業
- ・心身障害者扶養共済制度加入申請の受付
- ・児童扶養手当申請受付
- ・児童手当申請受付

[合併後も現行の制度が適用される福祉サービス]

以下のサービスについて、合併前からの利用者の方は、引き続き現行のサービスをご利用できます。

●紙おむつの支給

- ・現行 居宅において常時失禁の状態にある寝たきり老人に対し、1ヵ月あたり8,000円の紙おむつ券を支給する。
- ・市制度 65歳以上の在宅の高齢者で、次の1、2をいずれも満たす方に以下の紙おむつ券を支給する。（市の指定業者に電話で注文していただき、指定業者が紙おむつをお宅へ配達した時に引き換えてください。また、尿とりパットとの引き換えも可能です。）

1. 身体要件 要介護度1～5で、常時おむつを必要とする方
2. 所得要件 第1号保険料段階区分の第1段階～第4段階に該当する方

保険料段階	券の種類及び枚数
第1、2段階	パンツ型60枚又は平型200枚相当券を毎月支給
第3段階	パンツ型30枚又は平型100枚相当券を毎月支給
第4段階	パンツ型30枚又は平型100枚相当券を隔月支給